

第4号様式（第10条関係）

会議録（要旨）

会議名	平成19年度第1回 特別職報酬等審議会
開催日時	平成19年10月4日（木）午後3時30分～午後5時
開催場所	市公室
出席者及び欠席者	<p>出席者：原田会長、長井会長職務代理者、伊藤委員、菊池委員、栗原委員 小林委員、高山委員、比留間委員、松田委員</p> <p>欠席者：峰岸委員</p> <p>事務局：加園総務部長、宮崎職員課長、山田主査</p>
議題	<p>議題1 会長の互選及び会長職務代理者の指定について</p> <p>議題2 会議日程について</p> <p>議題3 諮問事項の検討について</p> <p>議題4 その他</p>
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	<p>議題1について：会長に原田委員を互選、会長職務代理者に長井委員を指定する。</p> <p>議題2について：会議日程が次のとおり決定する。</p> <p>第2回 平成19年10月31日（水）午後3時30分</p> <p>第3回 平成19年11月13日（火）午前10時</p> <p>第4回 平成19年11月21日（水）午後3時30分</p> <p>第5回 議会の日程が決定後調整する。</p> <p>議題3について：継続審議となる。</p> <p>議題4について：資料（2種類）の提出依頼あり。</p>
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) ○委員 ●事務局	<p>【議題1 会長の互選及び会長職務代理者の指定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局に案はないか。 ● 事務局としては、会長選考委員を3名選出し、その会長選考委員により会長候補者を選出していただきたいと考えているが、この方法でいかがか。 ○ 異議なし。 ● 会長選考委員の選任は、いかがしたらいいか。 ○ 事務局に一任する。 ● 会長選考委員は、栗原委員、長井委員、松田委員の3名にお願いする。

- ここで、暫時休憩する。
- <休憩中に会長選考委員で会長選考の協議>
- 休憩中に、会長選考委員 3 名で協議をした結果、識見等を考慮し、会長に原田委員を選考したので、報告する。
 - 報告があったとおり、当審議会会長は原田委員にお願いしたいが、これに御異議はないか。
 - 異議なし。
 - 武藏村山市特別職報酬等審議会会长職務代理者の指定についてであるが、会長職務代理者は、会長が指定することとなっているので、私(会長)が、武藏村山市特別職報酬等審議会会长職務代理者に長井委員を指定する。長井委員の職務代理者の指定について、拍手で御承認をお願いする。
 - 委員 拍手

【諮問】

<市長から諮問書を会長に手渡す。>

【報告事項 1 武藏村山市特別職報酬等審議会委員について】

- 別紙会議資料 2 ページ「武藏村山市特別職報酬等審議会委員名簿」に基づき説明。
- 原田会長及び長井職務代理者の区分に、それぞれ会長、職務代理者と書き加えていただきたい。

【報告事項 2 武藏村山市特別職報酬等審議会条例について】

- 別紙会議資料 3 ページ「武藏村山市特別職報酬等審議会条例」に基づき説明。

【報告事項 3 特別職の設置の根拠及び権限等について】

- 別紙会議資料 4 から 7 ページに基づき説明。

【報告事項 4 特別職の報酬及び給料関係条例について】

- 別紙会議資料 8 から 27 ページに基づき説明。

- 議長の報酬は月額 505,000 円、副議長は月額 458,000 円、常任委員及び議会運営委員長は月額 445,000 円、議員は月額 435,000 円である。
- 市長の給料は月額 853,000 円、副市長の給料は月額 740,000 円である。
- 教育長の給料は月額 691,000 円である。
- 参考までに、一般職の職員の給料については、資料 1 5 ページから 2 6 ページの給料表のとおりである。一般職の給料は、資料 2 7 ページに示したとおり、職務によって等級が分かれている。

【報告事項 5 特別職の報酬及び給料の決定指針について】

- 別紙会議資料 2 8 から 2 9 ページに基づき説明。
- 特別職の報酬及び給料の性格は、一般職の職員の給料が生活費や民間賃金との均衡を考慮して決定され、かつ、昇給制度の適用があるのに対して、特別職の報酬及び給料は生活給的な要素を考慮せず、その職務の特殊性に応じ、当該職務に対する一切の給付を含めた対価である。

【報告事項 6 特別職の報酬及び給料の改定状況について】

- 別紙会議資料 3 0 から 3 1 ページに基づき説明。

【報告事項 1 から 6 までについての質疑】

- 特別職には、報酬等の他にボーナスについても支給されていると思うが、それはどのくらい支給されているのか。
- 議員の期末手当については、会議資料 9 ページの第 6 条第 2 項のとおり、報酬月額及びその報酬月額に 20/100 を乗じて得た額の合計額に、3 月に支給する場合においては 50/100、6 月に支給する場合においては 205/100、12 月に支給する場合においては 210/100 を乗じて得た額を支給している。つまり、3 月に 0.5 月分、6 月に 2.05 月分、12 月に 2.1 月分で合計 4.65 月分となっている。

市長及び副市長については、会議資料 1 0 ページの第 4 条のとおり、3 月分が 0.3 月分、6 月が 2.05 月分、12 月が 2.1 月分で、合計 4.45 月分となっている。

教育長及び一般の職員についても、市長及び副市長と同様に 4.45 月分

となっている。

- 会議資料3 1ページの一般職員の平均給与に関して、一般職員の平均年齢は何歳か。また、特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当を含めると平均給与はどのくらいになるか。
- 平均年齢は、46.2歳である。特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当を含めた一般職員の平均給与は、448,159円となる。
- 期末手当の支給方法で、報酬月額及びその報酬月額に20/100を乗じて得た額となっているが、これは、どうして加算をしているのか。
- 一般の職員の期末勤勉手当には、役職加算という制度があり、算定基礎額に役職に応じた割合を加算して支給している。部長職については、算定基礎額に20%の役職加算をつけているので、整合性を図る観点から、一般職員と同様なかたちで特別職にも20%の加算をつけている。
- 議員には、報酬のほかに政務調査費が支給されているが、いくら支給されているか。
- 月額1万円となっている。
- この政務調査費と報酬とトータルで考えたほうが良いのではないか。
- 政務調査費については、当審議会の検討事項ではないが、参考に次回の会議のときに政務調査費の状況についての資料を配布する。
- 特別職は、武藏村山市その他にも、例えば昭和病院の議員になっている場合がある。その場合の報酬額の支払いはどのようにになっているのか。
- 昭和病院や小平村山大和衛生組合等の一部事務組合の議員や管理者等については、その一部事務組合を構成している市の議員や市長等の中から選任されている。一部事務組合の議員や管理者等に選任された場合は、その一部事務組合から報酬が支給される。
- 市の報酬等のほかに、一部事務組合からも報酬等が出るのか。
- そのとおりである。
- 一部事務組合報酬等の資料をいただきたい。
- 次回の会議の際に、配布する。

【議題2 会議日程について】

<委員全員で日程調整し、会議日程が次のとおり決定する。>

第2回 平成19年10月31日（水）午後3時30分
第3回 平成19年11月13日（火）午前10時
第4回 平成19年11月21日（水）午後3時30分
第5回 議会の日程が決定後調整する。

【議題3 諒問事項の検討について】

- 諒問事項は、1 武蔵村山市議会議員の報酬額について、2 武蔵村山市長、副市長及び教育長の給料の額についての2点である。
- 別紙「武蔵村山市等区別職報酬等審議会資料【平成19年10月4日】」に基づき説明。
- 時間の関係上、次回以降引き続き御検討をお願いしたい。

【議題4 その他】

- 次回の会議に、平成11年度の答申の内容を提示していただきたい。また、一般企業の部長クラスの給与のデータ（大企業だけでなく中規模の企業も含めたデータ）をいただきたい。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 〔 〕	傍聴者： 0 人

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 :) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等 :))

庶務担当課	総務部 職員課 (内線: 342)
-------	-------------------

(日本工業規格A列4番)